

## 八街市協働のまちづくり検討会設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、八街市が協働のまちづくりを進めていくにあたり、市民と市職員が一体となり、協働の仕組みや推進策等に関する調査並びに検討を行っていくことを目的とする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、「八街市協働のまちづくり検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第3条 検討会において、次の業務を行うものとする。

- (1) 協働に関する先進事例等資料の収集、八街市の現状・課題等の把握、また、収集した資料等を基に、八街市における協働のあり方等について、調査・研究を行う。
- (2) 八街市に合った協働のまちづくりに関する指針（案）等についての検討を行い、原案を作成する。
- (3) 今後、市が計画すべき推進策について検討する。
- (4) その他協働に関する事項について

### (構成員)

第4条 検討会の構成員は、次の者により構成し、定数は41人以内とする。

- (1) 八街市におけるまちづくり活動に関係する団体からの推薦を受けた者、または、まちづくり活動に積極的に携わっている者 10人以内
- (2) 公募による市民 7人以内
- (3) 市職員 24人以内（ただし、「八街市協働のまちづくり職員研究会」組織職員とする。）

2 構成員の任期は、平成27年3月31日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、任期到来前に、検討会に替わる新たな組織が設立された場合には、その設立日をもって、検討会は解散し、構成員の任期も終了するものとする。

### (会長及び副会長)

第5条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は、検討会構成員の互選により決定する。
- (2) 副会長は、構成員の中から会長が指名する。

- (3) 会長は、検討会を招集し、会務を総理するとともに、検討会を代表する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(分科会)

第6条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会において調査及び検討する項目・内容は、検討会において決定する。
- 3 分科会の構成員は、会長が検討会に諮った上で決定し、分科会長は、会長が指名する。
- 4 分科会を開催する時は、分科会長が事前に会長の承認を得た上で開催するものとする。
- 5 それぞれの分科会における検討内容、及びその結果・概要は、検討会において報告しなければならない。検討会は報告された内容について、今後の推進策の一つとして対象となるか検討しなければならない。

(報告)

第7条 会長は、検討会における調査・研究の結果及び検討した内容についてとりまとめの上、市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から実施する。

附 則 (平成26年4月11日起案決裁)

この要領は、平成26年4月1日から実施する。